

令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会
設置要綱

（設置）

第1条 令和6年能登半島地震による被災者に対し、県内外から寄せられた義援金を公平に配分するため、富山県地域防災計画に基づき、令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

（配分委員会の構成等）

第2条 配分委員会は、別表に掲げる者によって構成する。

- 2 会長は、配分委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（配分委員会の所掌事務）

第3条 配分委員会は、次の事項からなる義援金の配分計画について審議する。

- （1）配分対象・基準
- （2）配分時期
- （3）配分方法
- （4）その他必要な事項

（配分委員会の招集）

第4条 会長は、必要の都度配分委員会を招集し、会長が議長となる。

- 2 配分委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 配分委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、配分委員会の決議があったものとみなす。

（配分委員会の事務局）

第5条 配分委員会の事務は富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行し、義援金の配分の完了をもって廃止するものとする。

別 表

令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会名簿

| 委 員 | 区 分 |
|--------------------|-----|
| 富山県厚生部長 | 会長 |
| 日本赤十字富山県支部事務局長 | 副会長 |
| 社会福祉法人富山県共同募金会常務理事 | |
| 日本放送協会富山放送局長 | |
| 富山市副市長 | |
| 高岡市副市長 | |
| 射水市副市長 | |
| 魚津市副市長 | |
| 氷見市副市長 | |
| 滑川市副市長 | |
| 黒部市副市長 | |
| 砺波市副市長 | |
| 小矢部市副市長 | |
| 南砺市副市長 | |
| 舟橋村生活環境課長 | |
| 上市町副町長 | |
| 立山町副町長 | |
| 入善町副町長 | |
| 朝日町副町長 | |